

社会福祉法人 尚徳福社会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年10月1日～平成32年3月31日までの4年6か月間
2. 内容

目標1：計画期間内に年次有給休暇の取得率の向上を目指す。

<対策>

- 平成28年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成29年度～ 施設内掲示板等にて取得に向けて周知する。

目標2：計画期間内に男性職員1人以上の育児休業取得を目指す。

<対策>

- 平成30年 4月～ 男性職員も育児休業を取得できることを施設内掲示板にて周知し啓発を行う。
- 平成30年 4月～ 男性職員による相談窓口の設置及び寄せられた案件に対して対策を検討する。